

空き店舗を活用して行う事業に対して 補助金を交付します

川越市は、市内の空き店舗の利活用を促進し、商店街の振興及び活性化を図るため、空き店舗を活用して行う事業に対し、「川越市商店街空き店舗対策事業補助金」を交付します。

受 付 期 間

令和7年4月1日（火）から予算終了まで

補 助 金 額

補助限度額：1件につき100万円

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
改修等に係る経費	1／3以内	40万円	初年度のみ1回
賃借料（敷金・礼金を除く）	1／2以内	5万円	12か月間以内

※賃借料のうち会計年度を越える月の補助については、翌会計年度の予算状況によって交付を決定します。（ご要望に添えないこともございますので予めご了承ください。）

補 助 対 象 者

- 商店街（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）
- 新規出店者（個人又は法人）※ただし、出店区域の商店街に加入すること。
- 市税に滞納がないこと

補 助 対 象 事 業

- 商店街が実施する共同事業
- 新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業
- その他、商店街又は新規出店者が行う事業で、商店街の振興及び地域の活性化に寄与すると市長が認める事業

補 助 対 象 物 件

過去に商業の用に供され営業していた実績があり、3か月以上事業が行われていない状態が継続している物件

申請書類等

事業開始前（改修工事着工前）に下記の書類を提出すること。

	提出書類	備考
①	川越市商店街空き店舗対策事業補助金交付申請書	様式第1号
②	市税の滞納がないことを証する書類	
③	事業計画書	所定の書式あり
④	改修等に係る見積書の写し、図面、現況写真等	原則市内の業者
⑤	賃貸借契約書の写し	
⑥	商店街に加入したことを証する書類	
⑦	現地案内図	
⑧	預金口座振込依頼書	所定の書式あり

※ 事業完了後には、実績報告書等を提出していただきます。

～ 補助金の交付手続きの流れ ～

① 交付申請

- ・申請書類一式をご提出ください。

② 書類審査・交付決定

- ・必要に応じ、現地調査を実施します。

③ 改修等及び事業開始

- ・交付決定後に改修等を行ってください。

④ 実績報告（改修等）

- ・改修等が完了した後、報告書類一式をご提出ください。

⑤ 書類審査・交付確定（改修等）

- ・必要に応じ、現地調査を実施します。

⑥ 補助金の交付（改修等）

- ・指定口座に補助金を振り込みます。

⑦ 実績報告（賃借料）

- ・6月、9月、12月、3月の各月末までに直近3ヶ月分をまとめてご提出ください。

⑧ 書類審査・交付確定（賃借料）

⑨ 補助金の交付（賃借料）

- ・指定口座に補助金を振り込みます。

【お問い合わせ先】

川越市役所 産業観光部 産業振興課 商業振興担当

川越市元町1-3-1（本庁舎5階）

TEL：049-224-5934（直通）FAX：049-224-8712

